

# 米谷出張所だより

〈令和4年9月28日〉

米谷出張所は、岩手県境から分流施設上流までの北上川を管理しています。  
ここでは、出張所管内での様々な活動をお知らせいたします。



### インターンシップで「河川管理」を体験！



樋管の役割や操作方法の説明を受けます

8月31日（水）、インターンシップの学生2名が管内で現場実習をしました。『河川管理』をテーマとし、河川管理施設の役割や維持管理方法を学びました。排水樋管のゲート操作、徒歩による堤防点検や注意看板の補修対応など、出張所業務を本番同様に体験しました。当日は事務所若手職員も同行しました。



「こんなかんじかな〜？」



看板の設置を体験

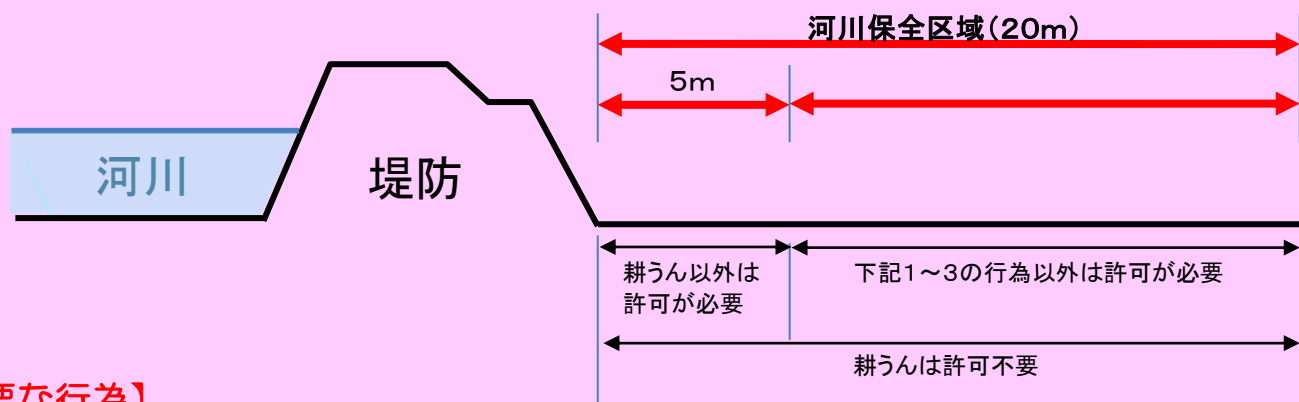


ゲート操作を体験

## 河川法コラム

### 河川保全区域とは？

宮城県では河川区域から20m以内の区域のことを指します。堤防や護岸、水門等の河川管理施設が適切に機能するように、河川法第55条により河川保全区域では一部の行為が制限されています。以下の行為をする場合は申請し許可を受ける必要がありますので、事前に米谷出張所までご相談をお願いします。



#### 【許可が必要な行為】

- 土地の掘削、盛土または切土等、土地の形状を変更する行為
- 工作物の新築または改築する行為

#### 【許可が不要な行為】

- 耕うん  
(以下、河川区域から5mを超える土地における行為)
- 1. 地表から高さ3m以内の盛土（堤防に沿って長さ20m以上のものは除く）
- 2. 地表から深さ1m以内の土地の掘削または切土
- 3. 工作物の新築または改築（ただし、木造、プレハブ、軽量鉄骨、ブロック造等の堅固でないもの。）

米谷出張所までご相談ください。





# 柳津小・横山小合同、登米小の児童が 乗船体験をしました

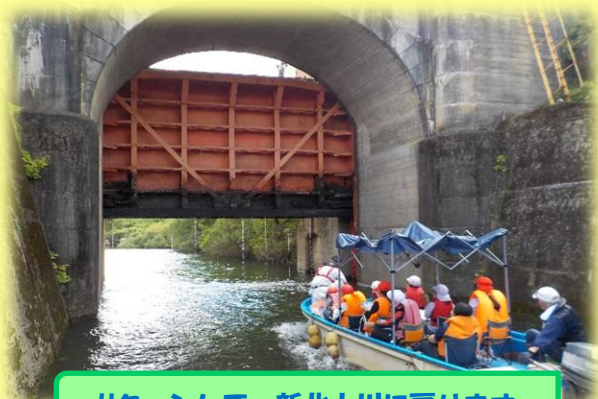


河川協力団体である「とよま北上川かっぱの会」協力の下、9月16日（金）に柳津小学校・横山小学校4年生・5年生合同チーム38名、9月22日（木）に登米小学校の4年生42名が船に乗って北上川で体験学習をしました。16日は柳津船着場、22日はとよま船着場を出発し、脇谷洗堰の閘門（船通し水門）を通過するなど、北上川を身近に感じ楽しく学ぶことが出来ました。

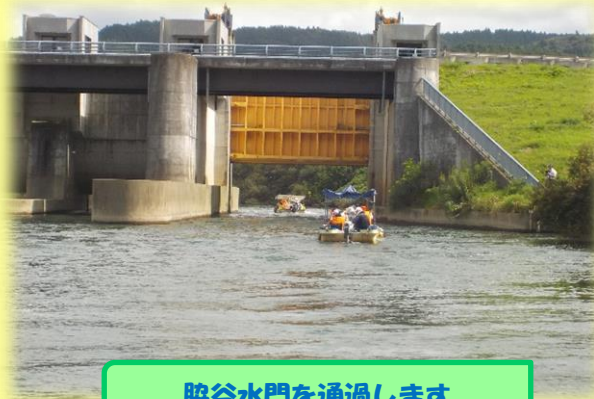
米谷出張所からは、参加した皆さんに河川構造物カードを配付しました。

## 柳津小・横山小の4年・5年合同チームです

鉄道橋を下から見るのはなかなかできない体験です



Uターンして、新北上川に戻ります



脇谷水門を通過します



## 登米小の4年生です

しっかりライフジャケットを装着！



船の乗り心地は、どうかな？



ドキドキ

いよいよ出発です



旧北上川へ向かいます



みんなで、にっこり・にー！

